



次なる
茨木へ。



茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

説明資料 1

茨木市 都市整備部 都市政策課

景観計画への反映の整理

令和4年10月11日

景観計画への反映箇所

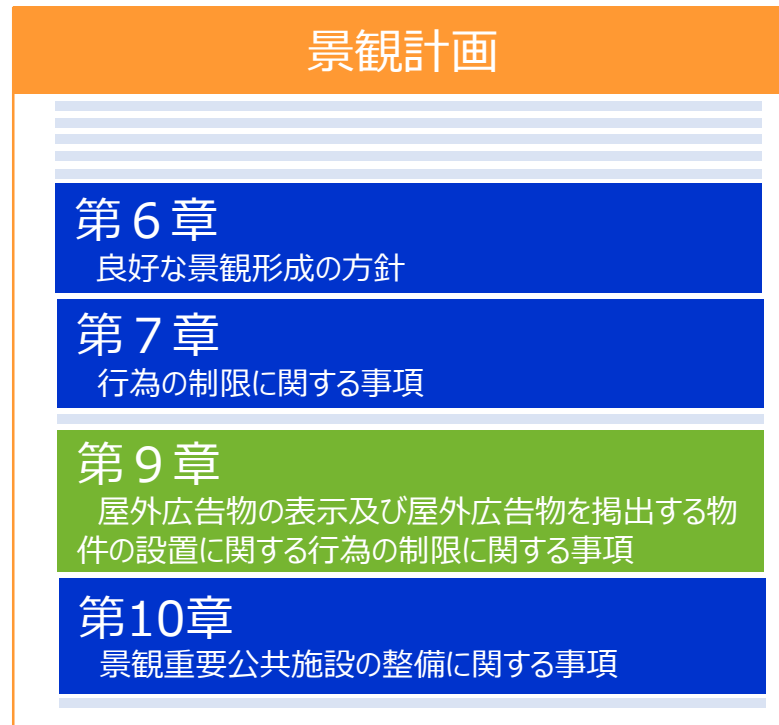
- 事業の進捗に伴い、景観計画の変更の可能性がある箇所を整理

<諮問内容>

茨木市景観計画の変更について（諮問） R3.2月

本市中心市街地における最近の動向等への対応及び良好な景観形成に資する屋外広告物の誘導を図るための景観計画の変更について、茨木市景観条例第6条第5項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

【景観計画】 変更可能性のある箇所



第6、7、10章【内容の修正・加筆】
東西軸の取組みに関連すること



第9章【内容の修正・加筆】
屋外広告物の取組みに関連すること

その他、軽微な文言の修正など

景観計画への反映箇所 東西軸

【景観計画の変更可能性のある箇所】 東西軸

【現計画】 変更可能性のある箇所

第6章 良好な景観形成の方針

各区域に応じた良好な景観形成の方針を記載

[にぎわい景観形成地区の一部抜粋]

- 中心市街地にふさわしい景観を形成する
- ゆとり・うるおいを感じさせる
- 周辺と調和した景観を形成する

第7章 行為の制限に関する事項

方針に基づき、建築物や工作物などの具体的な景観形成基準を記載

[にぎわい景観形成地区の一部抜粋]

- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。
- 駅周辺と主要道路沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に関して、基本的な考え方や方針などを記載

[整備に関する基本方針の一部抜粋]

- 歩行者の安全等の安全性と快適性を重視した仕上げとする。
- 歩道の仕上げや交通安全施設、標識等は沿道の建築物等が映えるような色彩とする。



■ 景観計画への反映を検討する事項

東西軸や東西軸が存するにぎわい景観形成地区に対する

景観形成の方針

景観形成基準

東西軸の整備・占用に関する事項

景観計画変更以外のアウトプットの想定：①ストリートデザインガイドラインの作成、②景観ガイドブック（にぎわい景観形成地区）の改訂
→これらも景観計画の変更と連動するものであるため、審議会で検討

【景観計画の変更可能性のある箇所】 屋外広告物

【現計画】 変更可能性のある箇所

第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示に関する基本的な考え方、方針（にぎわい景観形成地区のみ）を記載

[基本的な考え方]

- 屋外広告物は景観形成上重要な要素であり、周辺環境の特性に応じた誘導が求められる。
- 市として、屋外広告物に対する考え方を整理した上で（仮称）「茨木市屋外広告物条例」を制定し、誘導を行います。

[にぎわい景観形成地区の屋外広告物に関する方針]

- 屋上に広告物を掲出する場合は、周辺のまちなみのスカイラインを著しく変化させることがないように、規模や高さ等について配慮します。
- 彩度の高い色彩を使用する場合は、小さな面積とし、蛍光塗料や点滅するものを避け、まちなみとの調和に配慮します。



■ 景観計画への反映を検討する事項

屋外広告物の

理念や考え方

配慮事項の考え方・方針

条例・規則の内容

※景観計画に反映するものではないが、「理念や考え方」「配慮事項の考え方・方針」と関連するため検討が必要

景観計画変更以外のアウトプットの想定：①条例・規則の策定、②屋外広告物ガイドラインの作成
→これらも景観計画の変更と連動するものであるため、審議会で検討

【参考】景観計画への反映箇所 在郷町

【景観計画の変更可能性のある箇所】 在郷町



【現計画】 変更可能性のある箇所

該当なし



将来的な景観まちづくりの推進を視野に、歴史・文化的資源を多く有するエリアの魅力地域と共有するなど、愛着醸成の取組みを推進

[R4の取組み]



市民活動団体の講座で
在郷町マップの周知



広報誌で在郷町の魅力
を発信



イベント（古きまちなみ写真の展示、まち歩きツアー）
を開催予定（R4.11実施予定）